

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定める。なお、平成二十三年^{厚生労働省}_{経済産業省}^{環境省}告示第二号は廃止する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という

。) 第八条第一項第三号の規定に基づき、法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しない
と認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものと
して厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物
質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四条第四項（法第五条第九項におい
て読み替えて準用する場合及び法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二条
第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応
する化学物質とする。

化学物質の分類	官報整理番号
(1)無機化合物	「(1)無機化合物」の項整理番号23、107、108、111、113、114、117、119、122、143、147、153、155、164、169、176、180から185まで、189、190、192から194まで、228、233、236、237、241、243、245、246、258、309、310、357、367、368、381、386、387、401、402、411から413まで、420から422まで、429、439から444まで、450、452から454まで、459、465、467、495、497、501、502、504、508、523、548、558、642、643、683、707、735、745、746、795、1038、1043、1100、1132、1138及び1156並びに(1)－1205、(1)－1214、(1)－1215、(1)－1220、(1)－

	1230及び(1)－1231
(2)有機鎖状低分子化合物	「(2)有機鎖状低分子化合物」の項整理番号242、341、608（ドデカン酸、テトラデカン酸、パルミチン酸及びステアリン酸に限る。）、609（オレイン酸に限る。）、846、911（ナトリウム塩及びカリウム塩に限る。）、975、1091、1254、1305、1307、1308、1318、1369（2－ヒドロキシプロピオン酸に限る。）、1409、1442、1467、1468、2383、2661及び2667並びに(2)－3620、(2)－3764及び(2)－3990
(3)有機炭素単環低分子化合物	「(3)有機炭素単環低分子化合物」の項整理番号3265
(5)有機複素環低分子化合物	「(5)有機複素環低分子化合物」の項整理番号62、3668及び3909
(6)有機重合系高分子化合物	「(6)有機重合系高分子化合物」の項整理番号1（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、6（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるもの

に限る。）、18（ブター１－エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・5－エチリデンビシクロ〔2．2．1〕ヘプター２－エン・プロパー１－エン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリレート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物

の水素化物（ただし、ベンゼン環は水素化されない。）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）に限る。）、139（ブチル＝アクリラート・スチレン共重合体（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）に限る。）、141（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）、176（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、178（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）、181（アクリロニトリル・ブタン-1-イル＝アクリラート・スチレン共重合体（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）に限る。）、186（ブチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合体（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）に限る。）、189（メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合体（水、酸及びアル

カリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)、267 (アクリロニトリル・ α -メチルスチレン・スチレン共重合体 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)) に限る。)、274 (アクリロニトリル・メチル=メタクリレート・スチレン共重合体 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)) 及びアクリロニトリル・メチル=メタクリレート・ α -メチルスチレン・スチレン共重合体 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)) に限る。)、402 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)、454 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)、553 (メチル=アクリレート・メチル=メタクリレート共重合体 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)) に限る。)、606 (ブタジエン・ブタン-1-イル=アクリレート・メチル=メタクリレート共

重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、720（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）、743（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）、748（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）、749（ポリブタジエンの部分水素化物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）に限る。）、774（2-メチルプロパー1-エン重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、779（ブタ-1-イル=アクリレート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、994（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）及び1472（デカ-1-エン・4-メチルペンター1-エン共重合物（数平均分子量が1,000

以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)並びに(6)－1523(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(6)－1524(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)、(6)－1525(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(6)－1526(ヘキサデカ－1－エン・4－メチルペンタ－1－エン・オクタデカ－1－エン共重合体(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。))に限る。)、(6)－1594(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)、(6)－1602(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(6)－1619(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(6)－1687(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。))に限る。))に限る。))

る。）、(6)－1743（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、(6)－1745（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、(6)－1746（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、(6)－1756（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、(6)－1812（分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であり水、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン環を含むユニットの含有率が10重量％以下であるものに限る。）、(6)－1894から(6)－1896まで、(6)－1899から(6)－1901まで、(6)－1903から(6)－1922まで、(6)－1924から(6)－1934まで、(6)－1936から(6)－1958まで、(6)－1961から(6)－1964まで、(6)－1967から(6)－1972まで、(6)－1974から(6)－1998まで、(6)－2005から(6)－2020まで、(6)－2022から(6)－2039まで、(6)－2041から(6)－2060まで、(6)－2062から(6)－2070まで、(6)－2072から(6)－2076まで、(6)－2084から(6)－2089まで、(6)－2091から(6)－2095まで、(6)－2097か

ら(6)－2117まで、(6)－2119から(6)－2123まで、(6)－2125から(6)－2142まで、(6)－2144から(6)－2148まで、(6)－2150から(6)－2152まで、(6)－2155から(6)－2161まで、(6)－2163から(6)－2171まで、(6)－2174、(6)－2175、(6)－2177から(6)－2180まで、(6)－2182、(6)－2185から(6)－2199まで、(6)－2201、(6)－2205、(6)－2206、(6)－2208から(6)－2210まで、(6)－2212から(6)－2222まで、(6)－2224から(6)－2226まで、(6)－2229から(6)－2261まで、(6)－2264、(6)－2265、(6)－2268、(6)－2269、(6)－2271から(6)－2276まで、(6)－2278から(6)－2282まで、(6)－2284から(6)－2289まで、(6)－2292から(6)－2300まで、(6)－2302から(6)－2305まで、(6)－2307、(6)－2308、(6)－2310から(6)－2313まで、(6)－2315から(6)－2331まで、(6)－2333、(6)－2334、(6)－2336から(6)－2343まで、(6)－2345から(6)－2348まで、(6)－2350から(6)－2354まで、(6)－2356から(6)－2366まで、(6)－2368から(6)－2377まで、(6)－2379から(6)－2385まで、(6)－2390から(6)－2395まで、(6)－2399から(6)－2405まで、(6)－2407、(6)－2408、(6)－2410から(6)－2412まで、(6)－2415、(6)－2416、(6)－2419から(6)－242

	9まで、(6)－2431から(6)－2441まで、(6)－2443から(6)－2449まで、(6)－2452、(6)－2453、(6)－2455から(6)－2467まで、(6)－2472から(6)－2477まで、(6)－2479から(6)－2528まで、(6)－2530から(6)－2532まで、(6)－2534から(6)－2544まで、(6)－2546から(6)－2557まで、(6)－2559から(6)－2572まで、(6)－2574、(6)－2576、(6)－2577、(6)－2579から(6)－2583まで、(6)－2585から(6)－2601まで、(6)－2605から(6)－2609まで、(6)－2611、(6)－2612、(6)－2614、(6)－2616、(6)－2617、(6)－2619から(6)－2622まで、(6)－2625、(6)－2627から(6)－2636まで、(6)－2638から(6)－2653まで、(6)－2659から(6)－2676まで、(6)－2678、(6)－2679、(6)－2681から(6)－2697まで、(6)－2699から(6)－2711まで、(6)－2713から(6)－2726まで、(6)－2728から(6)－2742まで、(6)－2744から(6)－2749まで、(6)－2761から(6)－2808まで、(6)－2812から(6)－2858まで、(6)－2865から(6)－2873まで、(6)－2875から(6)－2882まで、(6)－2884から(6)－2899まで、(6)－2903から(6)－2939まで、(6)－2941及び(6)－2943から(6)－2962まで
(7) 有機縮合系高分子	「(7) 有機縮合系高分子化合物」の項整理番号357（数平均分子量が1,00

化合物

0以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、359（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、360（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、365（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、382（ドデカン二酸・ヘキサノー1,6-ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、デカン二酸・ヘキサノー1,6-ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及びアジピン酸・ヘキサノー1,6-ジイルジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、714（シクロヘキサノー1,4-ジイルジメタノール・エチレン=グリコール・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアル

カリに不溶であるものに限る。) に限る。) 、 738 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が 1 % 以下であるものに限る。) 、 1022 (数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。) 、 1026 (数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。) 、 1035 (エチレン＝グリコール・ α －ヒドロ－ ω －ヒドロキシポリ (1～100) [オキシエチレン／オキシ (メチルエチレン)] ・テレフタル酸重縮合物 (数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。) に限る。) 、 1039 (数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。) 、 1040 (数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。) 、 1051 (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が 1 % 以下であるものに限る。) 、 1079 (ブタン－1，4－ジオール・ α －ヒドロ－ ω －ヒドロキシポリ (オキシブタン－1，4－ジイル) ・テレフタル酸重縮合物 (数平均分

子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1143（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1841（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1857（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1890（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）並びに(7)－2251（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、(7)－2347から(7)－2350まで、(7)－2352から(7)－2357まで、(7)－2365から(7)－2369まで、(7)－2371、(7)－2372、(7)－2374、(7)－2378、(7)－2379、(7)－2382から(7)－2384まで、(7)－2387から(7)－2400まで、(7)－2402から(7)－2404まで、(7)－2406から(7)－2411まで、(7)－2414から(7)－2429まで、(7)－2431、(7)－2432、(7)－2434から(7)－2437まで、(7)－2439から(7)－2441まで、(7)－2443、(7)－2444、(7)－2447、(7)－2448

、(7)－2450から(7)－2457まで、(7)－2459、(7)－2461から(7)－2464
まで、(7)－2466、(7)－2467、(7)－2472から(7)－2475まで、(7)－247
7から(7)－2487まで、(7)－2489から(7)－2496まで、(7)－2498、(7)－
2499、(7)－2502から(7)－2505まで、(7)－2508、(7)－2509、(7)－251
1から(7)－2517まで、(7)－2520、(7)－2521、(7)－2523、(7)－2525か
ら(7)－2528まで、(7)－2536から(7)－2539まで、(7)－2550から(7)－2
552まで、(7)－2554、(7)－2555、(7)－2557、(7)－2558、(7)－2561か
ら(7)－2567まで、(7)－2569から(7)－2571まで、(7)－2574から(7)－2
578まで、(7)－2581から(7)－2584まで、(7)－2586から(7)－2595まで
、(7)－2600から(7)－2603まで、(7)－2612から(7)－2619まで、(7)－2
621、(7)－2622、(7)－2624、(7)－2625、(7)－2627から(7)－2629まで
、(7)－2632から(7)－2634まで、(7)－2636、(7)－2640から(7)－2644
まで、(7)－2647、(7)－2649、(7)－2650、(7)－2654、(7)－2657から(7)
－2659まで、(7)－2661、(7)－2664、(7)－2670、(7)－2671、(7)－2
675、(7)－2676、(7)－2679、(7)－2680、(7)－2682から(7)－2685まで
、(7)－2687、(7)－2688、(7)－2691から(7)－2698まで、(7)－2705か

ら(7)－2714まで、(7)－2717から(7)－2719まで、(7)－2722から(7)－2725まで、(7)－2727から(7)－2733まで、(7)－2736から(7)－2739まで、(7)－2744、(7)－2745、(7)－2747から(7)－2749まで、(7)－2753、(7)－2754、(7)－2756、(7)－2757、(7)－2759から(7)－2761まで、(7)－2765から(7)－2768まで、(7)－2770、(7)－2771、(7)－2777から(7)－2782まで、(7)－2788、(7)－2789、(7)－2793、(7)－2794、(7)－2797から(7)－2808まで、(7)－2810から(7)－2814まで、(7)－2818、(7)－2819、(7)－2824から(7)－2829まで、(7)－2831、(7)－2832、(7)－2835、(7)－2838から(7)－2841まで、(7)－2845から(7)－2851まで、(7)－2853から(7)－2858まで、(7)－2863から(7)－2865まで、(7)－2867から(7)－2870まで、(7)－2872から(7)－2883まで、(7)－2886から(7)－2890まで、(7)－2893から(7)－2897まで、(7)－2899から(7)－2906まで、(7)－2908から(7)－2911まで、(7)－2914から(7)－2920まで、(7)－2928から(7)－2933まで、(7)－2935から(7)－2948まで、(7)－2950から(7)－2959まで、(7)－2965から(7)－2972まで、(7)－2974から(7)－2982まで、(7)－2984から(7)－2995まで、(7)－3007から(7)－3016まで、(7)

	－3018から(7)－3032まで、(7)－3035から(7)－3037まで、(7)－3039及び(7)－3041から(7)－3047まで
(8) 化工でん粉、加工 油脂等の有機化合物	「(8) 化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号3、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。）、513、517、521、522、524、534、535、543、568及び579並びに(8)－668、(8)－675、(8)－676、(8)－678及び(8)－680
(9) 医薬等の化合物	「(9) 医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。）、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。）、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458及び2546並びに(9)－2612、(9)－2617及び(9)－2618